

## 平成 30 年度加古川市上下水道施設整備事業者選定委員会（第 2 回）会議録

- 日 時 平成 30 年 8 月 17 日（金）午後 2 時 00 分～
- 場 所 加古川市水道庁舎 4 階 441 会議室
- 出席者
- 委員（五十音順）  
上野委員、酒井委員、高岸委員、檀委員、松井委員
  - 事務局  
池澤局長、岸本次長、中務参事、  
植田経営管理課長、川上経営係長、  
井上配水課長、横山副課長、大谷技術担当副課長、  
岩田下水道課副課長、中尾調整担当副課長、  
山本管路整備担当副課長、小林整備係長、北村技術担当係長  
株式会社日水コン社員 3 名

### ■次 第

- 1 開 会
- 2 事務局の紹介
- 3 議事
  - (1) 志方地区外公共下水道整備事業（第 1 工区）実施方針（案）及び（案）の公表に伴う提出意見に対する回答（案）について
  - (2) 志方地区外公共下水道整備事業（第 1 工区）プロポーザル関係資料について
  - (3) 事業者選定基準（案）及び技術提案書評価シート（案）について
- 4 閉 会

### ■配布資料

- 1 次第
- 2 志方地区外公共下水道整備事業（第 1 工区）実施方針（案）
- 3 実施方針（案）の公表に伴う提出意見に対する回答（案）
- 4 募集要領（案）
- 5 要求水準書（案）
- 6 提出書類作成要領及び様式集（案）
- 7 基本協定書（案）
- 8 事業者選定基準（案）
- 9 技術提案書評価シート（案）

## ■議事要旨

- 1 開 会
- 2 事務局紹介
- 3 議事

(1) 志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）実施方針（案）及び同（案）の公表に伴う提出意見に対する回答（案）について

委員長： それでは、次第に沿って進めたいと思います。議事(1)「志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）実施方針（案）及び同（案）の公表に伴う提出意見に対する回答（案）」に関しまして、資料の説明を事務局よりお願いします。

事務局： それでは、資料の説明をさせていただきます。お手元に配布しております「志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）実施方針（案）及び同（案）の公表に伴う提出意見に対する回答（案）」をご覧ください。

まず、実施方針（案）に対する意見と回答（案）について説明させていただきます。

建設企業の参加要件に関するものが4件、提案内容の審査に関するものが2件ありました。

建設企業に必要な参加要件に対する意見につきましては、地元企業の参画を促す仕組みに関するもの、地元の零細企業では参画できないとの意見、事業者選定における下水道工事等の完了実績の取り扱い、応募者の所在に関するものでした。なお、地元の零細企業では参画できないとの意見につきましては、加古川市のメール照会システムより下水道課へ配信されたものでした。

これらに対しては、地元企業の共同企業体、協力企業としての参画を促す仕組みを検討しているとともに、従来からの設計施工分離発注による管渠整備についてもこの事業と並行して進めるとする回答案としてしています。下水道工事の実績につきましては評価項目として考慮していること、更に応募者の所在は兵庫県内に広げること幅広く技術提案を募り、民間事業者の技術力を効果的に活用する旨を回答案としてしています。

提案内容の審査に対する意見としては、最低制限価格の設定や価格競争になることに対する懸念に関するものでありました、

これらの意見に対しては事業者選定方式をプロポーザルにしており、価格より事業を確実に実施するための提案内容を重視する選定方式としている旨を回答案としてしています。

委員長： 今の事務局からの回答に対して意見はありますか？

委 員： 2番の内容（地元の零細企業では参画できないとの意見）は、正式な提出方法でもないし、質問が明確ではないので、削除しても良いのではないのでしょうか。

委 員： 2番の回答の内容は残しておきたい。1番の回答の中に組み入れてはいいのでしょうか。

委員長： 2番の質問は削除し、回答の内容は1番の中に入れ込むこととしてよろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： それでは、事務局は、そのような形で進めてください。続いて実施方針（案）についての説明を事務局よりお願いします。

事務局： 志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）実施方針（案）については、第1回選定委員会以降にいただきましたご意見等を踏まえ、一部、前回から修正しています。修正した内容を説明します。

まず、1ページの下段、表1-1、水道の延長8,800mとしていましたが、主たる工事的物である下水道の整備区域外も含んでいましたので、下水道の整備区域内の施設に限定して6,600mに修正しました。併せて、21ページにこれに対応した水道施設の平面図を追加しています。

次に、10ページの事業スキームの図をより分かりやすくするため、注釈を追記しています。

また、12ページに技術者に必要な資格要件を記載していますが、実施方針と募集要領と表現が異なっていたので、全く同じ表現にするように修正しました。

13ページ応募に対する制限も募集要領の表現と一致させ、応募者の制限について、選定委員会に関する制限とアドバイザー業務に関与しているものに関する制限をそれぞれ個別に記載しています。また、アドバイザー業務に関与しているものに関する制限について具体的に株式会社日水コンを記載していることとのバランスを考慮し、選定委員会に関する制限に関し14ページに委員会名簿を追記しています。

実施方針（案）及び同（案）に寄せられましたご意見に対する回答につきましては、本日の委員会におきましてご承認をいただければ、加古川市上下水道局のホームページにおいて速やかに公表したいと考えております。

委員長： 実施方針（案）並びに同（案）に寄せられましたご意見に対する回答については、この内容で、公表手続きを進めてよろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： それでは、事務局は、そのような形で進めてください。

## （2）志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）プロポーザル関係資料について

委員長： 続きまして議事（2）「志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）プロポーザル関係資料について」の資料説明を事務局よりお願いします。

事務局： それでは、「志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）のプロポーザル関係資料のうち、先ず、募集要領（案）」について説明させていただきます。

お手元の「募集要領（案）」につきましては、実施方針の内容に、応募事業者の

募集に必要な手続きの具体的な内容を加えた構成となっております。

つきましては、実施方針に追加された主な内容を中心に、ご説明させていただきます。

先ず、11 ページの上段をご覧ください。共同企業体を組成する場合の特定建設工事共同企業体取扱要綱（別紙 2）及び設計共同企業体取扱要綱（別紙 3）が追記されております。それぞれの要綱につきましては、33 ページの（別紙 2）及び 43 ページの（別紙 3）に添付しております。この要綱につきましては、「国土交通省の共同企業体運用準則」に基づきまして、共同企業体の構成員数は 3 社までとし、出資比率につきましては、2 社の場合が 30%、3 社の場合が 20%と定めております。

また、12 ページの「プロポーザル応募に関する手続き」をご覧ください。

ここでは、応募資格審査書類や提案書類の受付に加え、プレゼンテーションの実施に関して、手続きの詳細を記載しております。

続きまして、15 ページの上段「見積上限価格」をご覧ください。

当該事業区域の基本設計に基づきまして、工事費、工事監理業務委託費、設計業務委託費をご覧のとおり積算しており、合計 13 億 8 千 9 百万円となります。また、19 ページには、応募資格審査の際、提出を求める様式一覧を、20 ページには、技術提案の審査に必要な様式一覧を記載しております。

これらの様式は、本日お配りしております「提出書類作成要領及び様式集」に添付しております。

次に、23 ページ下段の「8-2. 契約の枠組み」をご覧ください。「(1)事業契約の概要」についてご説明いたします。

応募グループのうち、設計企業は、設計業務と工事監理業務を担当し、上下水道局とそれぞれの業務において、複数年の一括契約を交わします。

また、建設企業は、建設工事を担当し、上下水道局と、複数年の一括契約を交わします。ただし、事業期間短縮を図るために、分割契約が提案された場合は、工事監理業務委託契約と工事請負契約に関しまして、履行期間を重複させること、並びに経費調整を行うことを条件に、分割契約を認めることとしております。

さらに、業務実施に伴いまして、各業務の範囲及び数量が、増減した場合については、積算額に請負率を乗じた金額で変更契約を締結することとなります。請負率につきましては、事業者が提案した各業務の提案価格と、上下水道局が積算しました各業務の見積上限額との比率となります。

簡単ではございますが、これをもちまして「募集要領（案）」についての説明を終わらせていただきます。ご清聴いただきありがとうございます。

続きまして、「プロポーザル関係資料のうち、要求水準書（案）」について概要を説明させていただきます。

「要求水準書（案）」につきましては、上下水道局が、事業者に求める業務の水

準であり、この水準を満たすことが技術提案の前提となります。

提案書の内容がこの要求水準を満たしているかについて、主に上下水道局が「基礎審査」として評価を行い、満たしていない場合は失格となります。

従来からの設計・施工分割発注におきましても、設計及び施工ともに、仕様や設計基準を定めておきまして、今回の「要求水準書（案）」につきましても、従来と同様の内容としております。

先ず、11 ページをご覧ください。「3.2 一般事項」としまして、「1 設計業務」の業務内容をご覧のとおり記載しております。また、14 ページには、「⑩設計図書」の提出」としまして、成果物の一覧を表示しております。この「設計図書」をもとに、工事費の積算を行い、その積算額に請負率を乗じた額で工事請負契約を締結することとなります。

次に、16 ページの「表 3-2 業務内容一覧」をご覧ください。この一覧表は、工事監理業務の内容となっております。

従来からの設計・施工の分離発注におきまして、上下水道局下水道課の技術職員が、担当しております日常業務の内、委託可能な業務内容を、記載しております。

ここに列記しております業務を、設計企業が確実に実施することによりまして、下水道課の職員の負担が軽減され、効率的に未普及地域の解消が図れるものと考えております。

18 ページの下段からは、「工事施工」に関する一般事項を記載しております。こちらの内容につきましても、従来からの工事発注と同じ内容としております。

25 ページからは、「第 4 章 本業務に関する要求水準」を記載しております。「設計」「工事監理」「工事施工」の各業務の仕様に関しまして、具体的に記載しております。

次に、34 ページをご覧ください。「4.3 性能に関する要件」としまして、国土交通省により提唱されております下水道クイックプロジェクトのうち、上下水道局下水道課におきまして、維持管理面も含め検討した 6 つのツールを記載しております。

技術提案におきまして、これらのツールが、低コストや工期短縮の実現に寄与することを期待しております。

簡単ではございますが、これをもちまして「要求水準書（案）」についての説明を終わらせていただきます。ご清聴いただきありがとうございます。ありがとうございました。

続きまして、「プロポーザル関係資料のうち、提出書類作成要領及び様式集（案）」について説明させていただきます。

お手元の「提出書類作成要領及び様式集（案）」の 1 ページをご覧ください。提出書類のうち、応募資格審査に関する書類を記載しております。

これらの書類によりまして、上下水道局が求める資格要件を満たしているかについて確認します。

この資格要件の確認作業につきましては、上下水道局が実施します。  
次に、様式集の3ページをご覧ください。こちらの一覧表には、技術提案の審査に必要な書類を記載しております。

このうち、設計企業、建設企業及び協力企業の実績などについては、上下水道局にて確認作業を実施します。

その他の提出書類につきましては、技術提案内容の審査に必要な書類となりますので、選定委員会の委員の皆様へ、記載内容をご確認のうえ、評価いただくこととなります。様式番号につきましては、後程ご説明させていただきます。技術提案評価シートの各項目にリンクさせております。

続きまして、「基本協定書（案）」について説明させていただきます。

お手元の「基本協定書（案）」の1ページの上段をご覧ください。

注意書きとしまして、この協定書は共同企業体の組成を想定した記載としておりますが、一企業での協定を締結する場合は、文言等調整することとしております。

また、第1条にこの協定の「目的」としまして、工事請負契約、設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約の各契約の締結に向けた、上下水道局及び契約候補者の義務を定めるとともに、契約候補者が、この事業の事業契約を締結する候補者として選定されたことを確認することとしております。

次に、3ページの第6条をご覧ください。「事業契約の締結」としまして、設計業務、工事監理業務、及び建設工事業務の各業務につきまして、提案価格及び履行期限を記載しております。但し、各業務とも業務範囲に増減がある場合は、変更積算額に請負率を乗じた額に変更することとしております。

続きまして、5ページの第10条をご覧ください。「局の解除権」としましては、暴力団に関連すると認められる場合や独占禁止法に違反したとして公正取引委員会が、記載の命令を行い確定した場合を定めております。

また、契約候補者の代表企業及び構成員が、基本協定日から設計業務委託契約日までの間に、募集要領に定める資格要件を喪失した場合は、事業契約は行わないこととしております。

さらに、設計業務委託契約後に、代表企業が、資格要件を喪失した場合は、設計業務委託契約は存続し、建設業務に関する部分は、終了することとなります。構成員が、資格要件を喪失した場合は、構成員を除外し、新たに審査書類を提出し、局が資格要件を確認したうえで、出資比率の変更、又は構成員の追加を認めることとしております。

契約書（案）も公表予定であります。加古川市上下水道局の定型様式を基本的に流用したものですので、説明は割愛させていただきます。

簡単では、ございますが、これで基本協定書（案）についての説明を終わらせていただきます。

委員長：事務局より、「志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）プロポーザル関係資

料」について説明がありましたが、ただいまの説明についてご意見等はございますか。

委員： 要求水準書の最小管径 200mm としていますが、150mm は導入しないのでしょうか。

事務局： 加古川市では、平成 19 年度に最小管径 150mm の適用を検討しています。その際、設計指針の考え方にに基づき、流量が計算上  $\phi 150$  mm で賄える場合であっても、清掃・点検の他、新たな取付管の設置など、維持管理面において支障となることを考慮し、 $\phi 200$  mm で設計することとしております。

委員： 市の考え方を整理されておられるのであれば、異論はございません。

委員： 基本協定締結の際の工事期間と契約の工事期間は異なるのでしょうか。

事務局： 基本協定締結時点では詳細設計も終わっていないので、協定書で定める工期を基本と考えています。契約時は、詳細設計と提案を反映した工期で契約することになります。

委員： 要求水準書について、4 章で「本業務に対する要求水準」とありますが、従来からの設計業務、工事、工事監理と求められる内容は変わらないという理解で良いのでしょうか。特に今回業務で特別に求める内容はありますか。

事務局： 通常の分割発注から緩和した基準として、34 ページのクイックプロジェクトがあります。

委員： 提出書類作成要領及び様式集（案）28 ページの減額項目は何を指しているのか教えてください。

事務局： 28 ページの上段は、基本設計の数量に応じた積算額です。この額と見積上限価格の比率により請負率を決定します。下段の表は、基本設計の工法等を見直したことによる減額項目とその減額費用を記入することになります。

委員： 事業者にとっては分かりにくいと思います。

委員： 減額を提案するということですが、提案者は、減額前後の発注者側の積算額を把握できるのでしょうか。

委員： 減額費用については、減額前と減額後の費用を入れないとわかりにくいと思います。プレゼンテーションまで説明がないというのは、どうかと思います。

事務局： あえて自由様式としており、プレゼンテーションの際に根拠等の説明を確認することとしております。

委員： 基本設計に基づく積算額を記入した 28 ページの上表と、減額項目との対比が、明確であれば、評価しやすいと思います。

委員： アピールポイントとして減額費用を書かせておくのは良いと思います。査定は局で実施するというのが良いかと思います。

委員： 減額項目、費用についても、別に見積内訳書があればと思います。

委員： 表示の関係で、要求水準書の 26 ページ表 4-1 の備考欄の m3 の 3 を上付き文字

に修正願います。また、全体面積と本業務対象地区の面積の違いを説明願います。

事務局： 表示は、ご指示のとおり修正させていただきます。また、面積につきましては、「全体」は神吉処理分区の面積です。そのうちの今回の事業対象面積が、「本業務対象地区」の面積です。

委員： 計画汚水量（面配分）と備考欄の数値が一致しない理由を教えてください。

事務局： 他地区からの点投入によるものです。

委員： 26 ページの表 4-1 の 2 行下の「100%以上の余裕率」の設定根拠を教えてください。

事務局： 設計指針にて小口径管は 100%以上の余裕率を持つように定められていますので、その様な記載としております。

事務局： 提出書類作成要領及び様式集（案）28 ページのご指摘については、上段の表を減額前後の 2 段書きとして対応したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 上段の表はそのままとして、減額については、現状の様式に追加して、根拠となる様式を 1 枚添付するようにはいかがでしょうか。

事務局： ご指摘の通り、減額の根拠となる様式を追加させていただきます。追加しました様式を基に、プレゼンテーションの際に内容を説明してもらおうようにします。

委員長： 他にご意見等が無いようであれば、議事(2)「志方地区外公共下水道整備事業プロポーザル関係資料」については、委員からいただいたご意見の内容を参考にし、今後は、それらを踏まえて、このプロポーザル関係資料へ反映のうえ、公表に向けた手続きを進めていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

委員長： それでは、事務局は、そのような形で進めてください。

### (3) 事業者選定基準（案）及び技術提案書評価シート（案）について

**この議事については、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、加古川市情報公開条例に基づき、非公開とさせていただきます。**

事務局： 本日も指摘いただきました点につきまして、修正後、各委員に個別にご説明させていただきますので、日程調整の程、よろしく願いいたします。

## 4 閉 会